

岐阜県

地下横断歩道点検マニュアル

令和5年7月



岐阜県県土整備部 道路維持課



## 目 次

1. 適用範囲.....	1
2. 点検の目的 .....	2
3. 連絡体制.....	3
4. 定期点検の頻度.....	4
5. 定期点検の方法（状態の把握） .....	4
6. 定期点検の体制.....	5
7. 安全対策.....	6
8. 健全性の診断 .....	8
9. 措置 .....	11
10. 記録.....	12
別紙 1 用語の説明.....	13
別紙 2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位） .....	15
別紙 3 点検表記録様式、損傷写真、径間設定図、損傷図、写真台帳の記入例 .....	16
別紙 4 主な着目点 .....	23
別紙 5 地下横断歩道の径間設定 .....	24
別紙 6 部材・部位の定義 .....	25
別紙 7 判定の手引き .....	27
別紙 8 附属施設点検（照明設備及び防犯設備） .....	51

## 1. 適用範囲

本マニュアルは、岐阜県が管理する地下横断歩道の定期点検に適用する。

### 【留意事項】

地下横断歩道は「歩行者または自転車（原動機付自転車を除く）の安全を確保する事を目的として、車道または鉄道から、単独で下方に分離して横断する施設」とする。

なお、本マニュアルは、「岐阜県横断歩道橋点検マニュアル 岐阜県県土整備部道路維持課（令和2年3月）」、「岐阜県ボックスカルバート点検マニュアル 岐阜県県土整備部道路維持課（令和2年3月）」、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領 国土交通省道路局 国道・技術課（平成31年3月）」を参考に、定期点検に関して標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。一方、変状の状況は、地下横断歩道の構造形式、交通量及び供用年数、周辺環境等によって異なる。このため、実際の点検にあたっては、本マニュアルに基づき、個々の地下横断歩道の状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

## 2. 点検の目的

地下横断歩道の定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るために必要となる、地下横断歩道に係る維持管理の情報を得ることを目的に実施する。併せて、コンクリート部材等の一部が落下して第三者に与える影響（以下、「第三者被害」という。）を予防することを目的とする。

### 【補足】

地下横断歩道の定期点検は、下記の部位を対象に実施する。

- ・ 本体（頂版、側壁、上屋）
- ・ 路上（舗装）
- ・ 階段（踏板、蹴上げ）
- ・ その他（手すり、排水施設、照明施設、防犯施設、その他付属施設 等）

### 3. 連絡体制

点検により地下横断歩道に関する重大な不具合を発見した場合には、速やかに関係者が情報を共有し、適切に対応することが大切である。

重大な不具合の発生が、その地下横断歩道のみの問題ではなく、他の地下横断歩道にも発生する可能性がある構造的な問題に起因する場合には、適切な対応によりリスクを低減しなければならない。

当面は、「図 3-1」の連絡体制により情報を共有する。

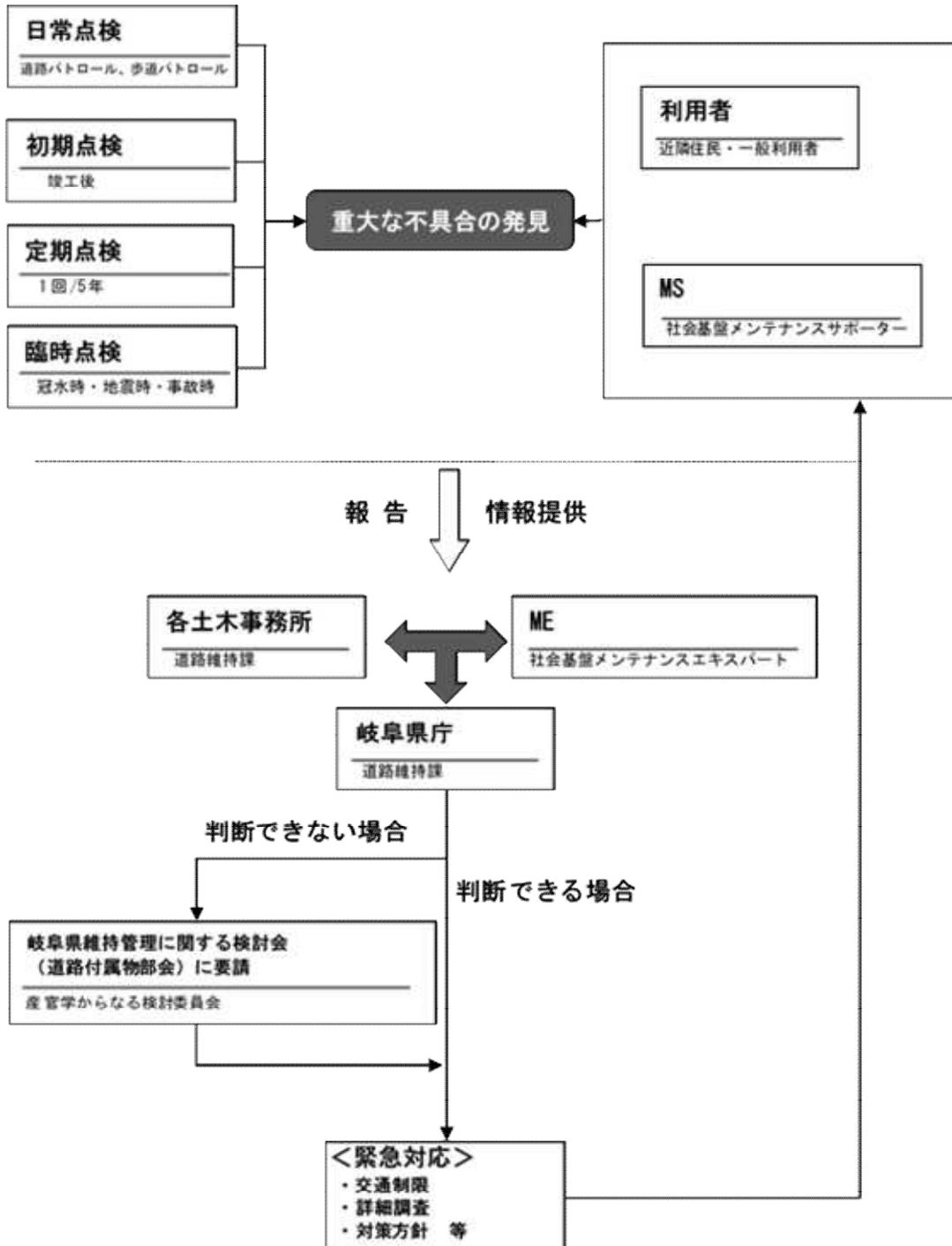


図 3-1 連絡体制

#### 4. 定期点検の頻度

定期点検は、施設完成後2年以内に初回を行い、2回目以降は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

##### 【留意事項】

(1) 定期点検の初回（初回点検）は、施設完成時点では必ずしも顕在化しない不良箇所など初期損傷を早期に発見すること、初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的としている。初期変状の多くが供用開始後概ね2年程度の間に現れるといわれているため、供用開始後2年以内に行うものとした。

(2) 定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される地下横断歩道の状態の変化を考慮して健全性の診断を行う。

地下横断歩道の設置状況と状態によっては5年より短い間隔でも状態が変化したり危険な状態になる場合も想定される。よって、5年以内に定期点検することを妨げるものではない。

また、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施するものである。

#### 5. 定期点検の方法（状態の把握）

定期点検（健全性の診断の根拠となる状態の把握）は、近接目視により行うことを基本とする。ただし、通路部は第三者被害が想定されることから、基本的に全て打音検査を実施する。

##### 【留意事項】

必要な知識と技能を有する者（以下、「定期点検を行う者」という）は、健全性の診断の根拠となる地下横断歩道の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

施設の健全性の診断を適切に行うために、定期点検を行う者が、外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することを基本とする。これに限らず、施設の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。

一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が地下横断歩道毎に判断することとなる。

ただし、触診や打音検査を含む非破壊検査について、岐阜県においては、第三者被害が想定される通路部は、基本的に全て打音点検を実施することとする。これは、地下横断歩道の損傷の状況を確実に把握することを目的としている。

## 6. 定期点検の体制

地下横断歩道の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

### 【留意事項】

地下横断歩道等の施設は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が施設に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、施設の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取舍選択する必要がある。そこで、必要な知識および技能を有する者が施設の定期点検を行うことが求められる。

たとえば以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。

- ・ 地下横断歩道構造物に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・ 地下横断歩道の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・ 定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

なお、相応な資格とは、技術士（道路、鋼構造及びコンクリート）、RCCM（道路、鋼構造及びコンクリート）、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）等をいう。

## 7. 安全対策

定期点検は、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

### 【補足】

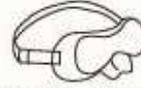
定期点検は供用下で行うことが多いことから、道路交通、第三者及び点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について、点検計画に盛り込むものとする。

主な留意事項は次のとおりである。

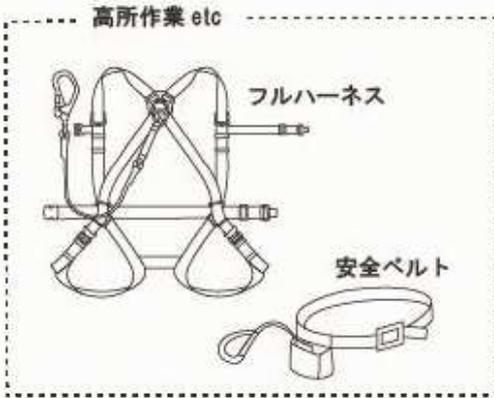
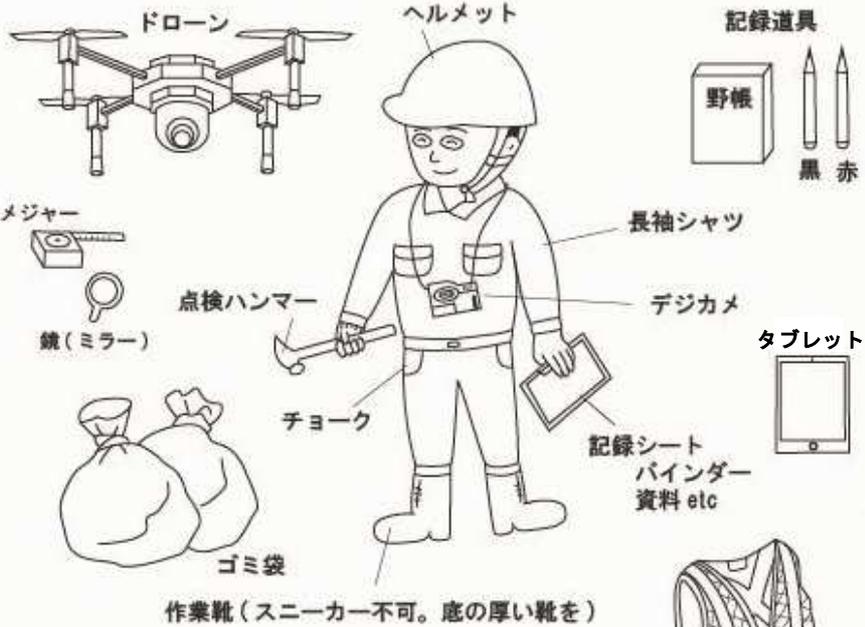
- ・ 高さ 2m 以上で作業を行う場合、点検に従事する者は必ず安全帯を使用する。
- ・ 足場、手摺、ヘルメット、安全帯の点検を始業前に必ず行う。
- ・ 足場、通路等は常に整理整頓し、安全通路の確保に努める。
- ・ 道路あるいは通路上での作業には、必ず安全チョッキを着用し、必要に応じて交通誘導員を配置し、作業区域への第三者の立ち入りを防止する。
- ・ 高所作業では、用具等を落下させないようにストラップ等で結ぶ等、十分注意する。
- ・ ロープアクセスなど特殊な技術を活用する場合は、関連する指針等を遵守する。
- ・ 点検時は、自動車交通や列車交通があることから、「道路工事保安施設設置基準(案)」に基づき、これらに十分留意し、安全を確保して作業を行う。
- ・ 梯子等を使用する場合には、1 名が必ず梯子の基部を固定し支える。
- ・ 点検装備は、「図 7-1」を参考にする。

☆点検はまず身なりから  
 ☆汚れてもよい服装で  
 ☆ヘルメットは必ず  
 ☆道具が落下しないような対策

コンクリート叩き点検



防塵眼鏡、防塵マスク



安全チョッキ  
 路面上作業の場合、  
 昼夜間とも



懐中電灯  
 クラックゲージ ルーペ

叩き点検	点検ハンマー
暗所部調査	懐中電灯(予備バッテリー)
狭あい部調査	鏡、コンパクト等
計測用	クラックゲージ、メジャー、ルーペ
記録用	デジタルカメラ、ドローン、タブレット、記録シート、バインダー、記録道具、資料類
安全対策	フルハーネス(高所作業)、安全ベルト、安全チョッキ(路面上作業)、防塵眼鏡(叩き点検など)、作業靴、ヘルメット、長袖シャツ、軍手
その他	ゴミ袋

図 7-1 点検装備

## 8. 健全性の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断と地下横断歩道毎の健全性の診断を行う。

### (1) 部材単位の診断

(判定区分)

部材単位の診断は、「表 8-1」の判定区分により行うことを基本とする。

表 8-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

#### 【補足】

点検時に、うき・はく離や腐食片・塗膜片等があった場合は、第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IV の判定を行うこととする。

調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて I～IV の判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分の I～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

(判定の単位)

部材単位の診断は、少なくとも「表 8-2」に示す評価単位毎に区別して行う。

表 8-2 判定の評価単位の標準

本体	路上	階段	その他
----	----	----	-----

(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照)

【補足】

地下横断歩道の形式によって、部材の変状や機能障害が構造物全体の性能に及ぼす影響は大きく異なる。一方で、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、地下横断歩道毎の健全性の診断とは別に健全性の診断は部材単位で行うこととした。(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照) なお、「表 8-2」に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について全体への影響を考慮して「表 8-1 判定区分」に従って判定を行う。

(変状の種類)

部材単位の診断は、少なくとも「表 8-3」に示す変状の種類毎に行う。

表 8-3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、ゆるみ・脱落、変形・欠損、滞水・漏水、防食機能の劣化、その他
コンクリート部材	ひびわれ、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、うき、滞水・漏水、その他
タイル材	ひび割れ、うき、剥落、その他
その他	舗装の異常、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、措置等の検討に反映するために変状の種類毎に部材について判定を行う。(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照)

(2) 地下横断歩道毎の診断

地下横断歩道毎の健全性の診断は「表 8-4」の区分により行う。

表 8-4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【補足】

地下横断歩道毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、地下横断歩道単位で総合的な評価をつけるものであり、地下横断歩道の管理者が保有する地下横断歩道の状況を把握するなどの目的で行うものである。

ただし、地下横断歩道は、役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材毎に変状や機能障害が地下横断歩道全体の性能に及ぼす影響は、それぞれの構造形式によって異なるため、その特性を踏まえるものとする。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

とくに、第三者被害が発生するおそれがある場合において、応急措置ができない場合、全体の健全性をⅢ以上とし、早期に対策を施すものとする。

## 9. 措置

道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

### 【留意事項】

措置には、補修や補強などの地下横断歩道の施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

措置にあたっては、最適な方法を施設の道路管理者が総合的に検討する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要である。たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した調査の結果を踏まえれば、地下横断歩道の措置方針が変わることも想定される。その場合には、施設の健全性の診断区分も適切に見直すことができる。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て施設の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。たとえば、地下横断歩道の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行うことも考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討する必要がある。

なお、監視は、対策が実施されるまでの期間、劣化等の変状の進行程度を地下横断歩道の管理に反映するために、定期的あるいは常時の変化を把握するものである。岐阜県では、監視を行う場合は予め決めた箇所の挙動等を追跡的かつ定量的に把握することを基本とする。

## 10. 記録

定期点検の結果を記録し、当該地下横断歩道が利用されている期間中は、これを保存する。

### 【留意事項】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

定期点検に関わる記録の様式、内容や項目について定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。

なお、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。措置に関する記録の様式や内容、項目に定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。

定期点検の結果の記録として、「点検表記録様式」、「損傷写真」、「径間設定図」、「損傷図」、「写真台帳」とする。（記入例を「別紙3」に示す。）

## 別紙 1 用語の説明

### (1) 定期点検

定期点検は、定期点検を行う者が、近接目視を基本として状態の把握（点検※1）を行い、かつ、地下横断歩道等の施設毎での健全性※2を診断することの一連を言い、予め定める頻度で、施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うものである。

#### ※1 点検

地下横断歩道及び地下横断歩道にある附属物の変状や取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置※3を含む。

#### ※2 健全性の診断

次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示す。また、そのとき、所見の内容を法令に規定されるとおり分類する。

#### ※3 応急措置

地下横断歩道の状態の把握を行うときに、利用者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。

### (2) 措置

定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、地下横断歩道の機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策（補修・補強）、撤去などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどある。

### (3) 監視

監視は、対策を実施するまでの期間、地下横断歩道の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的かつ定量的に把握することを基本とする。

### (4) 記録

定期点検、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の結果について、以後の維持管理のために記録することをいう。

### (5) 社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターが開設した「社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット」において、所定の科目を履修し試験に合格した者をいう。（<http://www1.gifu-u.ac.jp/~ciam/>）

(6) 社会基盤メンテナンスサポーター (MS)

土木事務所の所長が委嘱し、岐阜県が管理する道路の舗装や橋、側溝などの道路施設を無償で点検するボランティア。

(7) 予防保全

早期発見・早期補修で、供用限界に達する劣化や損傷を未然に防ぐ考え方。利用者の安心安全とネットワークの信頼性を確保し、ライフサイクルコスト (LCC) の最小化と構造物の長寿命化を図ることができる。

別紙2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位）

付表-1 点検項目（変状の種類）の標準

部材・部位区分		対象とする項目（損傷の種類）			
部材	部位	鋼部材	コンクリート部材	タイル部材	その他
本体	頂版	腐食 亀裂 破断 ゆるみ・脱落 変形・欠損 漏水・滞水 防食機能の劣化 その他	ひびわれ うき 剥離・鋼材露出 漏水・遊離石 灰 漏水・滞水 その他	ひび割れ うき その他	
	側壁				
	上屋				ホリカーホネット部材（固定金具を含む） 腐食 亀裂 破断 ゆるみ・脱落 変形・欠損 紫外線劣化 その他
路上	舗装				路面の凹凸 舗装の異常 漏水・滞水 土砂の堆積
階段	踏板				路面の凹凸 舗装の異常 漏水・滞水 沈下・移動・傾斜
	蹴上げ				
その他	手すり				
	排水施設				土砂等の詰まり・蓋の変形
	照明施設				
	防犯施設				
	その他付属施設				

※灰色ハッチは「表 8-2」 判定の単位および「表 8-3」変状の種類で、その他に区分されているものを示す。

別紙3 点検表記録様式、損傷写真、径間設定図、損傷図、写真台帳の記入例

点検調書(その1) 点検表記録様式							様式(その1)	
施設名・所在地・管理者名等								
施設ID	10000999		路線種別	一般県道	路線番号	212	点検日	2022年〇月〇日
施設名 (フリガナ)	〇〇地下道		路線名	大垣大野線		前回点検日	-	
	〇〇チカドウ		交差物件	県道、市道		所在地	大垣市錦町	
区分	地下横断歩道		緊急輸送道路	対象外		位置情報	緯度	N35° 22' 01.2"
延長(m)	98.5	内空幅(m)	2.7	昇降形式	スロープ式		経度	E136° 37' 16.5"
設置年度	1981年		手すりの有無	有		管理者	岐阜県大垣土木事務所	
上屋材質	コンクリート部材		内壁種別	タイル張り		備考		
部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)			点検者	〇〇〇〇株式会社			点検責任者	〇〇 〇〇
点検時に記録				応急措置後に記録				
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)		備考(写真番号、位置等 が分かるように記載)		応急措置後の判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定 実施年月日
本体	III	剥離・鉄筋露出		写真1				
路上	III	土砂堆積		写真3				
階段	II	タイル剥離						
その他	III	手すりのずれ		写真4				
施設毎の健全性の診断(対策区分I~IV)								
点検時に記録				措置後に記録				
(判定区分) III	(所見等) ・断面修復、土砂撤去、手すりの修繕が必要である。			(再判定区分)			(再判定実施年月日)	
全景写真			位置図					
上屋・昇降部			通路部					
								

点検調書(その2) 損傷写真

様式(その2)

施設ID	10000999	路線種別	一般県道	路線番号	212	事務所	大垣土木事務所
施設名 (フリガナ)	〇〇地下道 〇〇チカドウ	路線名	大垣大野線		点検日	2022年〇月〇日	
		交差物件	県道		前回点検日	-	

写真番号	1		メモ	写真番号	2		メモ		
径間番号	通路部1	部材・部位		本体(頂版)	径間番号	通路部1		部材・部位	路上(舗装)
損傷の種類	剥離・鉄筋露出	判定区分		Ⅲ	損傷の種類	ひび割れ		判定区分	Ⅱ



鉄筋が露出しており、鉄筋の腐食は軽微である。  
  
主要寸法  
幅〇〇mm  
延長〇〇mm

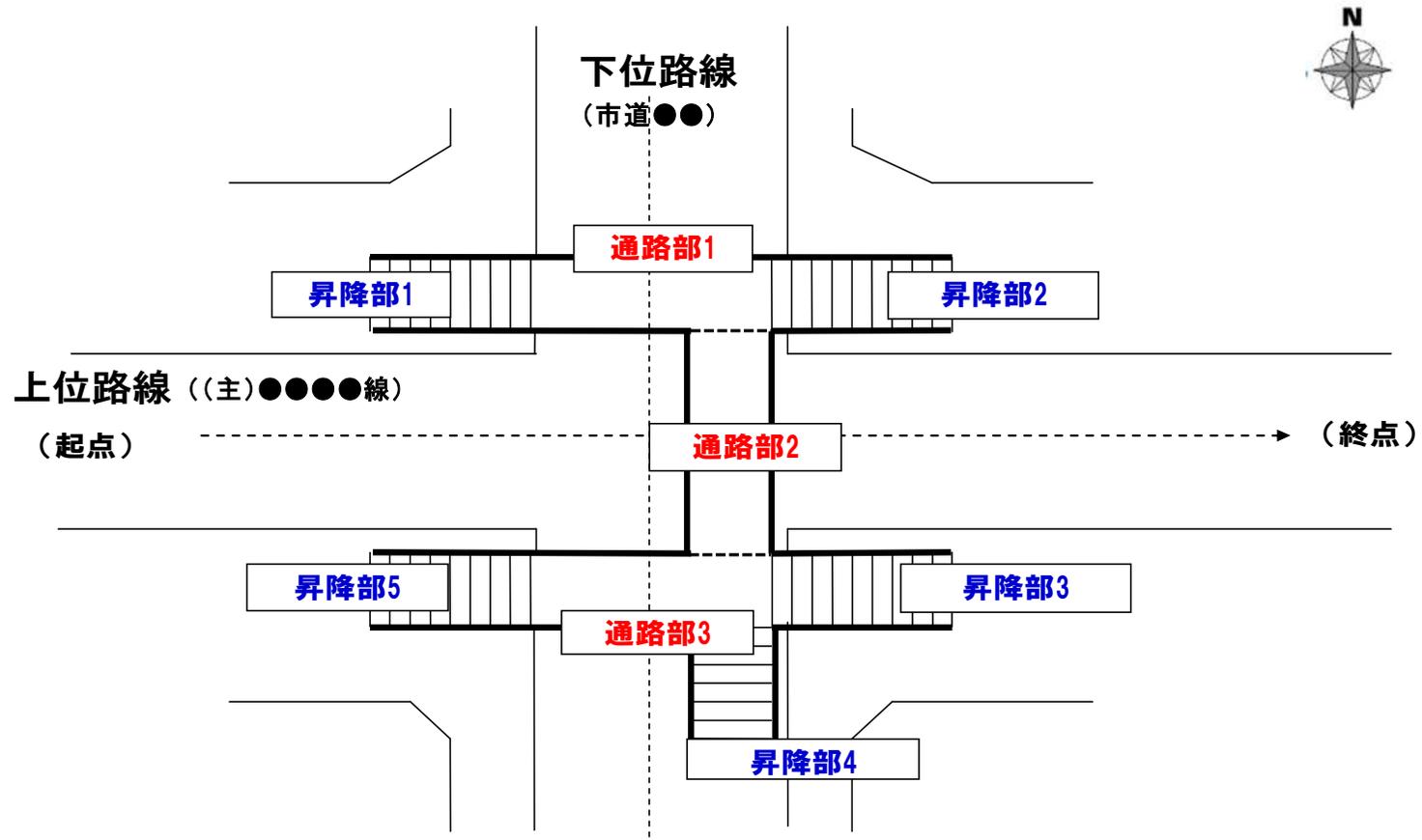


最大ひび割れ幅  
(RC0.1mm)  
最小ひび割れ間隔  
(0.3mm)

写真番号	3		メモ	写真番号	4		メモ		
径間番号	通路部1	部材・部位		路上(舗装)	径間番号	昇降部1		部材・部位	その他(手すり)
損傷の種類	土砂堆積	判定区分		Ⅲ	損傷の種類	手すりのずれ		判定区分	Ⅲ



施設ID	10000999	路線種別	一般県道	路線番号	212	事務所	大垣土木事務所
施設名	〇〇地下道	路線名	大垣大野線		点検日	2022年〇月〇日	
(フリガナ)	〇〇チカドウ	交差物件	県道、市道		前回点検日	-	

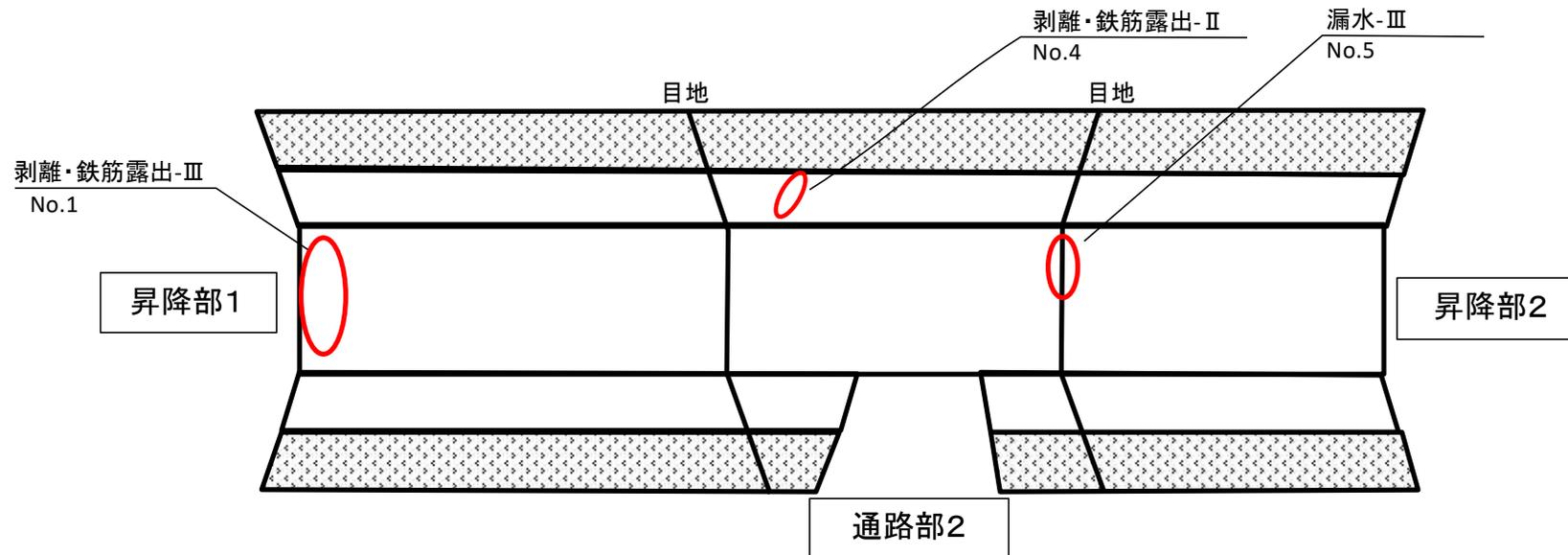


※地下横断歩道点検マニュアル別紙5(P26)に、径間番号等の設定方法についての記載あり

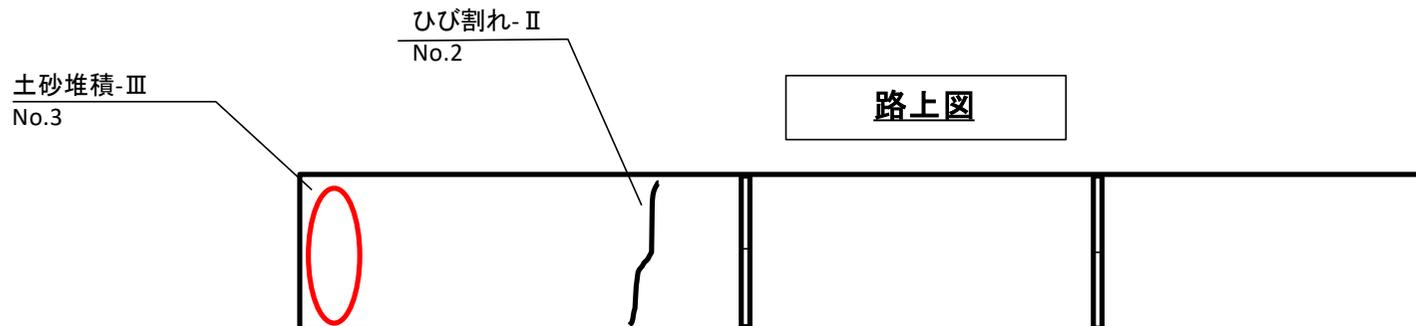
施設ID	10000999	路線種別	一般県道	路線番号	212	事務所	大垣土木事務所
施設名 (フリガナ)	〇〇地下道 〇〇チカドウ	路線名	大垣大野線		点検日	2022年〇月〇日	
		交差物件	県道		前回点検日	-	

径間番号 通路部1

頂版及び側壁展開図



路上図



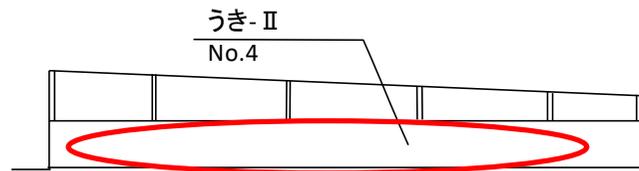
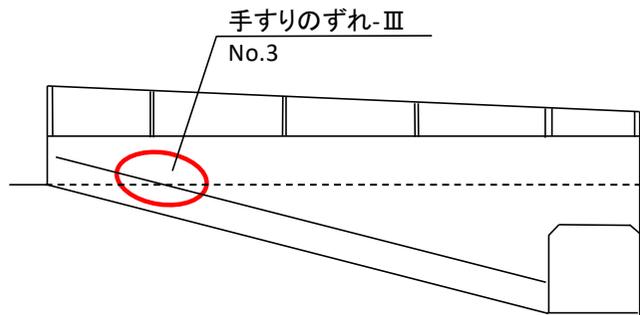
施設ID	10000999	路線種別	一般県道	路線番号	212	事務所	大垣土木事務所
施設名 (フリガナ)	〇〇地下道 〇〇チカドウ	路線名	大垣大野線		点検日	2022年〇月〇日	
		交差物件	県道		前回点検日	-	

径間番号 昇降部1

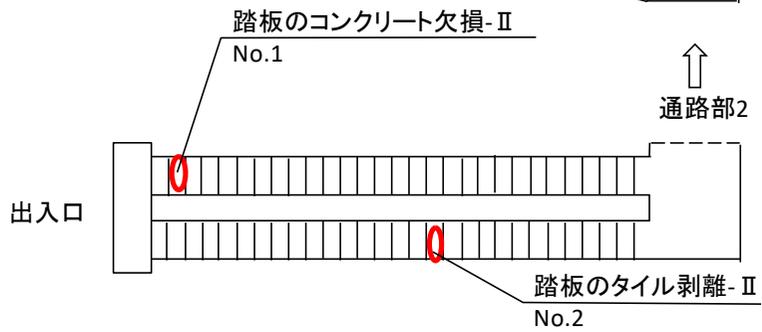
内側

外側

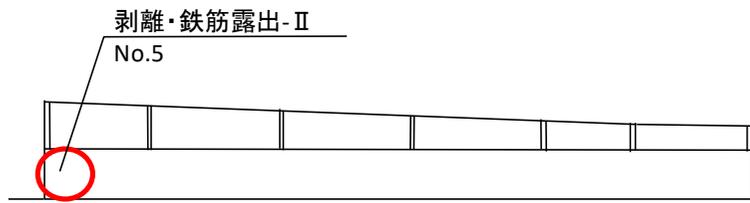
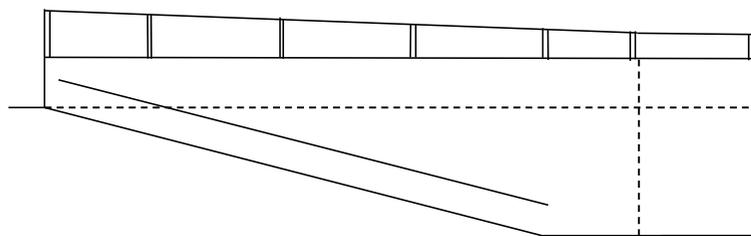
(上屋・側壁東側)



(階段)



(上屋・側壁西側)



点検調書(その5) 写真台帳		径間番号	通路部1	様式(その5)	
No.1	頂版/剥離・鉄筋露出 鉄筋露出しており、鉄筋の腐食	No.2	壁面/ひび割れ 微細なひび割れ	No.3	路上/土砂堆積 土砂堆積
					
No.5	頂版/漏水 ジョイント部から漏水	No.6		No.7	
					
No.9		No.10		No.11	

点検調書(その5) 写真台帳		径間番号		昇降部1		様式(その5)	
No.1	踏板/踏板のタイル剥離 鉄筋露出しており、鉄筋の腐食	No.2	踏板/踏板のコンクリート欠損 コンクリートの欠損	No.3	その他(側壁手すり)/ずれ 手すりのずれ。第三者被害の可能性がある	No.4	側壁外側/うき・剥離 コンクリートにうきが発生している。
							
No.5	側壁外側/剥離・鉄筋露出 コンクリートが剥離し、鉄筋が露出している	No.6		No.7		No.8	
							
No.9		No.10		No.11		No.12	

別紙4 主な着目点

地下横断歩道の定期点検において着目すべき主な箇所を表-2に示す。

表-2 点検時の主な着目箇所の例

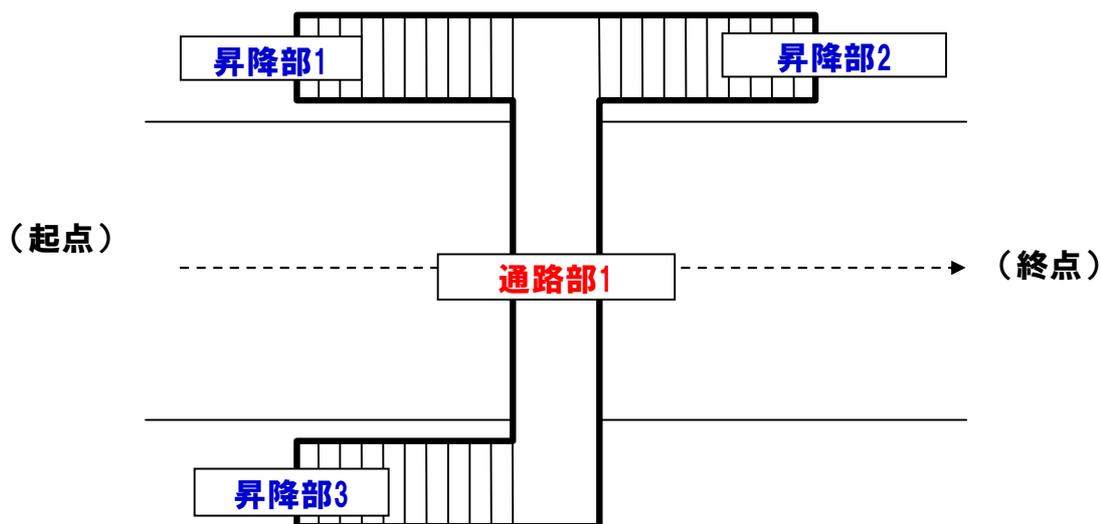
主な着目箇所	着目のポイント
①頂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土かぶりが薄い場合は、上部道路の活荷重等の影響により、ひびわれ等の変状が生じる場合がある。</li> <li>■亀甲状のひびわれやうきが生じた場合には、コンクリート片が剥離・落下するおそれがある。</li> <li>■上面からの水が供給される場合は、ひびわれ部の遊離石灰や錆汁が生じやすい。</li> <li>■ひびわれや剥離した部分から漏水や錆汁が確認できる場合は、鋼材の腐食等による耐荷力低下のおそれがある。</li> <li>■アルカリ骨材反応により亀甲状のひびわれが生じる場合がある。</li> </ul>
②側壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付属物取付部周りが弱点となり、ひびわれが発生進展する場合がある。</li> <li>■地震や不同沈下の影響で、ひびわれ等の変状が発生する場合がある。</li> <li>■低温下における裏込め土の凍上などが原因で、ひびわれが発生する場合がある。</li> <li>■アルカリ骨材反応により亀甲状のひびわれが生じる場合がある。</li> </ul>
③上屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上屋の柱が鋼製の場合は、基部に滞水による腐食が生じる場合がある。</li> <li>■上屋の屋根からの漏水は、柱等部材の腐食の原因になる場合がある。</li> <li>■上屋の排水は基本的に排水管により周囲の側溝に接続されている。排水機能に支障がある場合、上屋に滞水し湿潤状態となるおそれがある。(上屋の勾配にも配慮し点検すること)</li> <li>■鋼部材の腐食片の剥落は利用者被害の原因となるおそれがある。</li> <li>■上屋の屋根が鋼製で上面の腐食により交換したという事例があるため、はしごや高所作業車などを使用し、しっかり状態を把握する必要がある。</li> </ul>
④路上（舗装）及び階段（踏板、蹴上げ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内空道路面のひびわれ、不陸、段差等の変状は、地下横断歩道本体の変状が原因の場合がある。</li> <li>■地下横断歩道本体の不同沈下や継手の変状が、上部道路や内部道路のひびわれや段差となって現れる場合がある。</li> <li>■継手からの吸い出しが原因で上部道路のひびわれや陥没、舗装の異常が引き起こされる場合がある。</li> <li>■地下横断歩道内空の外から流入する水が十分に排水されない状態が続くと、本体コンクリートの劣化や、内空が通行不可能な状態に至るおそれがある。</li> <li>■踏板のタイルやコンクリートにうきや剥離は、利用者被害の原因となるおそれがある。</li> <li>■土砂の堆積がある場合は、吸出しの恐れがあるため、どこに由来するものか確認すること。</li> </ul>
⑤その他（手すり、排水施設、照明施設、防犯施設、その他付属施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付属物や取付部の変形や腐食が進行すると、付属物や取付金具等が落下して利用者被害が生じるおそれがある。</li> <li>■取付部周辺からコンクリートのひびわれが進行し剥離や落下に至ることがあり、利用者被害の原因となるおそれがある。</li> <li>■防護柵等の構成部材の劣化や、取付部の著しい緩みが生じると、崩壊や転倒に至り、利用者被害が生じるおそれがある。</li> <li>■手すりの脱落や破損は利用者被害の原因となるおそれがある。</li> <li>■照明施設が機能していない場合、夜間等の利用者被害の原因となる恐れがある。</li> <li>■照明施設や防犯施設については、別紙8 附属施設点検（照明設備及び防犯設備）を参照すること。</li> </ul>

別紙 5 地下横断歩道の径間設定

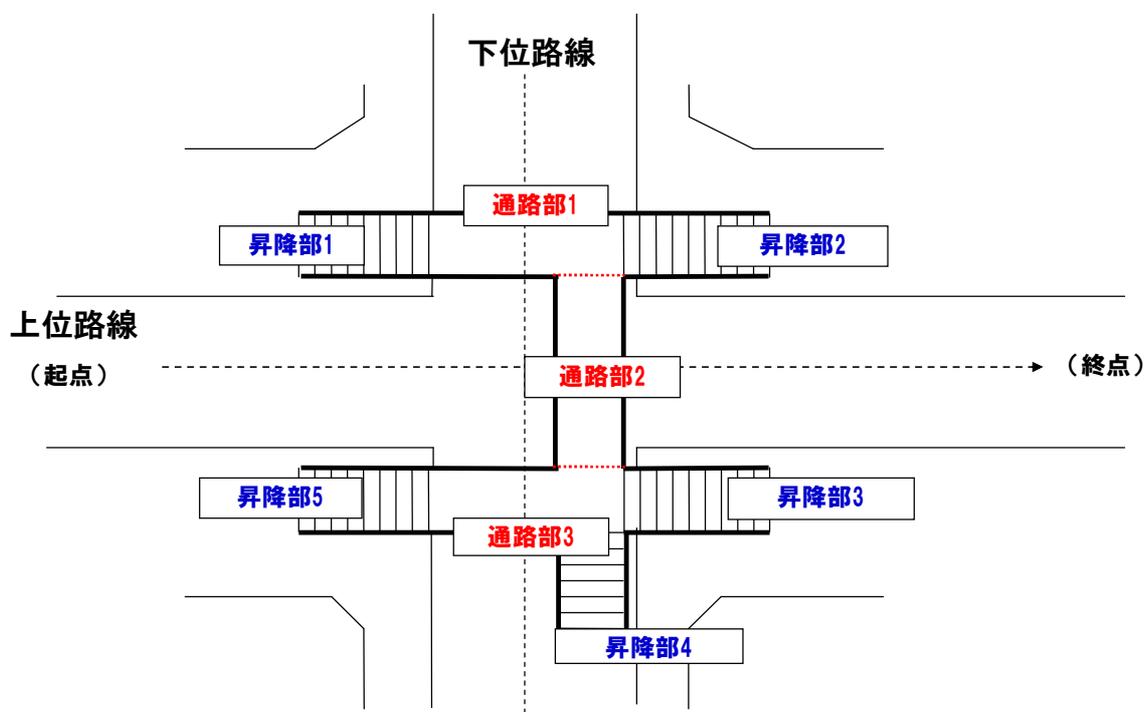
地下横断歩道の径間番号は以下のルールに従い設定する。

- ① 通路部、昇降部別に設定する（例：通路部 1、昇降部 1、昇降部 2）。
- ② 「上位路線の起点から終点に向かって左側に位置する径間」を起点とし、右回りに通し番号で設定する。

(径間設定例 1)



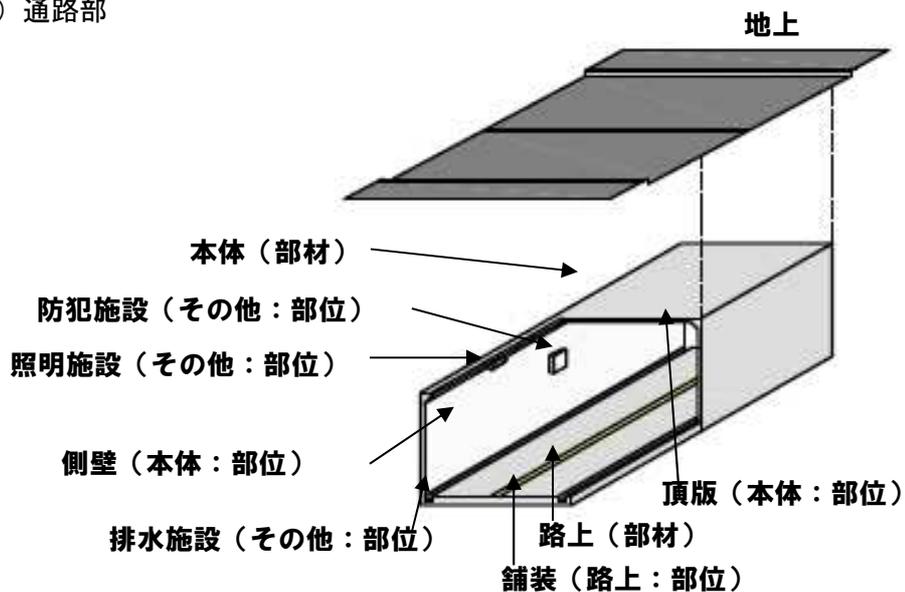
(径間設定例 2)



別紙6 部材・部位の定義

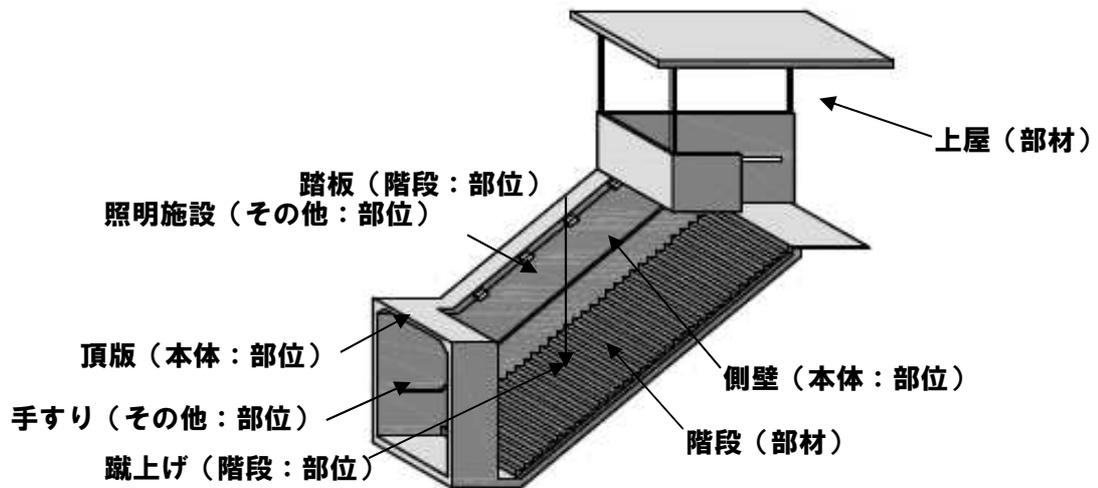
本要領における部材の定義を以下に示す。

1) 通路部



## 2) 昇降部

地下横断歩道における階段部の部材の定義を以下に示す。



## 別紙7 判定の手引き

部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また地下横断歩道の構造形式や設置条件によっても異なるため、実際の定期点検においては、対象の地下横断歩道の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。

本資料では、表 2-1 に示す変状の種類別に、参考事例を示す。

表 2-1 変状の種類

本体	路上	階段	その他
頂版 側壁 上屋	舗装	踏板 蹴上げ	手すり 排水施設 照明施設 防犯施設 その他付属施設

コンクリート部材	本体（頂版）	1 / 3
----------	--------	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きくない状態
---------	---------------------------------

	<p>例 目地部の剥離（叩き落とし済み）</p>
	<p>例 塗装の剥がれ（叩き落とし済み）</p>
	<p>例 天井部の部分的な漏水</p>
	<p>例 側壁・天井コンクリートのクラック・うき（叩き落とし済み）</p>

備考
----

コンクリート部材	本体（頂版）	2 / 3
----------	--------	-------

判定区分 Ⅲ	変状が進行しており、構造物の機能に影響する可能性が高い状態
--------	-------------------------------

	<p>例 ジョイント部からの広範囲にわたる漏水</p>
	<p>例 ジョイント部にてコンクリートが剥離しており、鉄筋が見える。短期間で進行し、第三者被害の可能性はある。</p>
	<p>例</p>
	<p>例</p>
<p>備考</p>	

コンクリート部材	本体（頂版）	3 / 3
----------	--------	-------

判定区分 IV	緊急に措置すべき変状がある場合
---------	-----------------

	<p>例 頂版にひびわれやうきが確認できるが、点検時のたたき落としでは処理できない場合には、別途緊急に措置を講じることが考えられる。</p>
<p>備考</p>	

コンクリート部材	本体（側壁）	1 / 3
----------	--------	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 目地から漏水が発生している。</p>
---	-----------------------------

	<p>例 タイルの剥落</p>
--	---------------------

	<p>例 鉄筋の露出</p>
---	--------------------

--	--

備考	
----	--

コンクリート部材	本体（側壁）	2 / 3
----------	--------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）
--------	---

	<p>例 側壁の大部分が剥落しており、第三者被害の可能性はある。</p>
---	--

	<p>例 目地の間を詰めている目地材が外れ、外からの雨水進入を許している。施設の劣化要因につながる。</p>
--	--

	<p>例 階段部直上のコンクリートのうき・剥離。第三者被害の可能性はある。</p>
---	---

--	--

備考	
----	--

コンクリート部材	本体（側壁）	3 / 3
----------	--------	-------

判定区分 IV	緊急に措置すべき変状がある場合
---------	-----------------

	<p>例 ひびわれの幅が広がっており、コンクリート表面にも錆が見られ、内部の鉄筋の腐食や周辺の強度低下が懸念される状態。利用者被害を生じるおそれがある。</p>
備考	

コンクリート部材	本体（上屋）	1 / 3
----------	--------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（予防保全段階）
---------	---

	<p>例 コンクリートにうきが発生している。</p>
	<p>例 コンクリートが剥離し、鉄筋が露出している。</p>
	<p>例 コンクリートがわれ、クラックが発生している。</p>
	<p>例 屋根の一部欠損。（外力によるもの） ただし、劣化要因が明らかでない場合や進行が確認される場合は、IIIとする。</p>

備考	
----	--

判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。（早期措置段階）
----------	--

	<p>例          亀甲状の深いひびわれが確認できる。コンクリート片の剥離、落下した際に利用者被害が生じるおそれがある。</p>
	<p>例</p>
	<p>例</p>
<p>備考</p>	

コンクリート部材	本体（上屋）	3 / 3
----------	--------	-------

判定区分 IV	緊急に措置すべき変状がある場合
---------	-----------------

	<p>例 ひびわれの幅が広がっており、コンクリート表面にも錆が見られ、内部の鉄筋の腐食や周辺の強度低下が懸念される状態。利用者被害を生じるおそれがある。</p>
備考	

鋼部材	本体（上屋）	1 / 2
-----	--------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。（早期措置段階）
--------	--

	<p>例 突起部の緩衝材が不足しており、第三者被害の可能性はある。</p>
---	---

	<p>例 雨漏りを伴う天井材の破損。鋼材の劣化につながっている。</p>
--	--

	<p>例</p>
--	----------

--	--

備考	
----	--

鋼部材	本体（上屋）	2 / 2
-----	--------	-------

判定区分 IV	緊急に措置すべき変状がある場合
---------	-----------------

	<p>例 広範囲に明確な断面欠損が確認できる。</p>
<p>備考</p>	

屋根・目隠し板 他	本体（上屋）	1 / 1
-----------	--------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（予防保全段階）
---------	---

	例 屋根材の亚克力板つなぎ目のコーキングゴムの脱落
---	------------------------------

	例 上屋側壁の破損
--	--------------

--	--

--	--

備考	
----	--

その他	路上（舗装）	1 / 2
-----	--------	-------

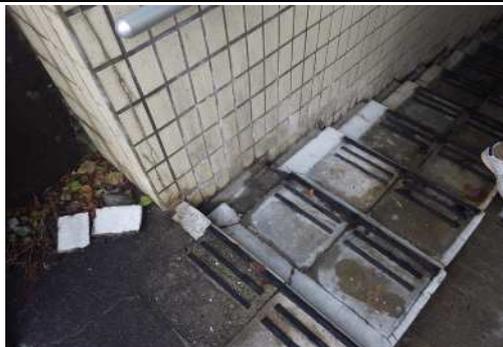
判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（予防保全段階）
---------	---

	<p>例 通路部の底盤にクラックが入っている。</p>
	<p>例</p>
	<p>例</p>
	<p>例</p>
<p>備考</p>	

その他	路上（舗装）	2 / 2
判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。（早期措置段階）	
	<p>例 土砂堆積のひどい例。判定区分IVにも相当する。通行し難く、施設の劣化要因にもなっている。</p>	
	<p>例 土砂堆積のひどい例。通行の支障となっており、施設の劣化要因にもなっている。</p>	
	<p>例 ジョイント部の鉄板脱落による段差。第三者被害の可能性がある。</p>	
	<p>例 階段部と歩道の段差（1.5cm）。</p>	
備考		

その他	階段（踏板・蹴上げ）	1 / 3
-----	------------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（予防保全段階）
---------	---

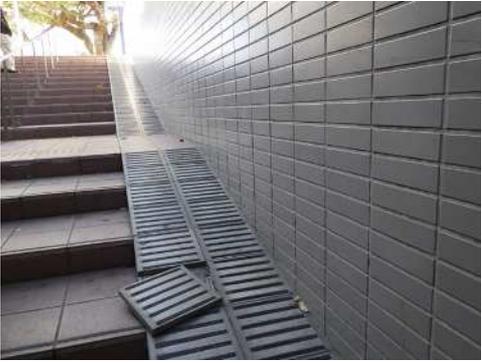
	<p>例 踏板上に漏水・遊離石灰の堆積があり、進行した場合、踏板の破損や歩行者の転倒につながる可能性がある。</p>
	<p>例 コンクリートの欠損。</p>
	<p>例 コンクリートの欠損。</p>
	<p>例 ステップの間詰モルタルの破損。 （通行者があまり踏まない端部分での破損であるため、II判定とする）</p>

備考	
----	--

その他	階段（踏板・蹴上げ）	2 / 3
判定区分 II	建造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（予防保全段階）	
	例 階段踏板のタイル剥離。 （ただし、歩行者が滑る・転倒するタイル等が存在している場合は、Ⅲ判定とする）	
	例 階段踏板のタイル剥離。 （ただし、歩行者が滑る・転倒するタイル等が存在している場合は、Ⅲ判定とする）	
	例 タイルの剥離	
	例	
備考		

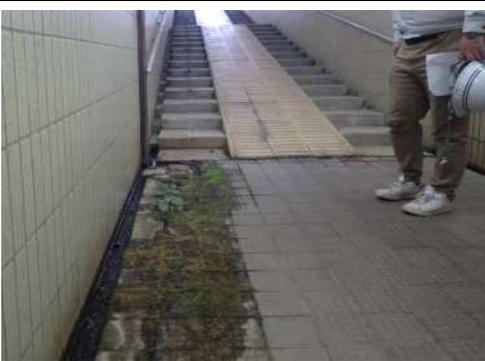
その他	階段（踏板・蹴上げ）	3 / 3
-----	------------	-------

判定区分 Ⅲ	建造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。（早期措置段階）
--------	--

	<p>例 階段スロープ部の床タイルが剥離しており、第三者被害の可能性はある。</p>
	<p>例 階段部の床タイルが剥離しており、第三者被害の可能性はある。</p>
	<p>例 点字ブロックのうき・剥離が発生しており、第三者被害の可能性はある。</p>
	<p>例 階段踏板の金属部の曲がりが発生しており、第三者被害の可能性はある。</p>

備考	
----	--

その他	手すり	1 / 1
	<p>例 【判定区分Ⅲ】手すりの脱落。第三者被害の可能性はある。</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅲ】手すりのずれ。第三者被害の可能性はある。</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅱ】手すりのからの遊離石灰（がたつき無し）</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅲ】キャップの変形。第三者被害の可能性はある。</p>	
<p>備考</p>		

その他	排水施設	1 / 2
	<p>例 【判定区分Ⅲ】排水溝蓋に変形があり、第三者被害の可能性がある。</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅲ】排水溝蓋のずれ止め部が破損しており、第三者被害の可能性がある。</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅱ】グレーチングの変形</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅲ】土砂の堆積。通行空間の障害になっており、また、滞水を招き、タイルの破損など施設の劣化要因となっている。 (土砂の堆積がある場合は、吸い出しの恐れがあるため、どこに由来するものか確認すること。)</p>	
<p>備考</p>		

その他	排水施設	2 / 2
-----	------	-------

--	--

	<p>例</p> <p>【判定区分Ⅲ】上屋の雨水を受ける側溝の土砂堆積。滞水を招き、植物が繁茂しており、施設の劣化要因となっている。</p>
	<p>例</p> <p>【判定区分Ⅲ】排水口のスクリーンがない。ゴミや土砂堆積の要因となるため、早期に対策する。</p>
	<p>例</p>
<p>備考</p>	

その他	照明施設	1 / 1
	<p>例 照明器具部材の変状、腐食が見られる。 落下した場合に、利用者被害のおそれがある。</p>	
備考		

その他	防犯施設	1 / 1
-----	------	-------

--

	<p>例 押しボタン式通報装置の部材の変状、腐食が見られる。</p>
備考	

その他	その他付属施設	1 / 1
	<p>例 【判定区分Ⅲ】周囲の舗装沈下による舗装のクラック及び凹凸の発生。</p>	
	<p>例 【判定区分Ⅲ】自転車進入防止用のポストコーン欠落</p>	
備考		

別紙 8 附属施設点検（照明設備及び防犯設備）

(1) 点検内容

附属施設定期点検の内容は、附属施設の固定状況や腐食等利用者被害の可能性のある損傷箇所を把握することを目的として行う点検である。

(2) 点検方法

附属施設点検の方法は、梯子等を用いて附属施設に近接し、原則として近接目視と打音検査、触診検査により行うものとする。なお、点検により利用者被害を引き起こす可能性の高い腐食・損傷が確認された場合は、ボルトの増し締め、対象器具の撤去、仮バンドによる落下防止対策等の応急措置を行う。ただし、応急措置は点検使用器具により対応可能な範囲で実施するものとする。点検者による応急措置が困難な場合は道路管理者に報告し、当該路線の全面委託業者が点検期間中に応急措置を実施することとする。

(3) 実施体制

附属施設点検の体制は、本土工点検の定期点検（6. 定期点検の体制）に準ずるものとする。

(4) 点検対象施設と損傷の種類

施設の動作や通電、通信等の機能面についての点検は別途行うため、地下横断歩道附属施設の点検対象は、頂版および側壁において施設の落下等による利用者被害の可能性のある箇所と絞るものとする。

① 照明施設及び防犯設備

照明施設及び防犯施設は、施設内の灯具・防犯設備・押しボタン式通報装置を対象に、下表に示す腐食や損傷等に着目した点検を行う。

装置名	対象とする腐食・損傷の種類
灯具	機器及び取付金具の外観(錆、損傷)、ボルトの緩み、機器の固定状況
押しボタン式 通報装置	外観(損傷、錆、漏水等)、機器の取付・据付状態
防犯設備	外観(損傷、錆、漏水等)、機器の取付・据付状態

【参考写真】

灯具	押しボタン式通報装置
	

防犯設備（スピーカー）	防犯設備（ランプ）
	